

香川県小学生バレーボール連盟規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟は、香川県小学生バレーボール連盟という。

第2条 本連盟の事務所は、理事長宅におく。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は、香川県内の小学生のバレーボールチーム団体を統括し、小学生バレーボールの普及発展を図り、もって小学生の心身の健全な発達に寄与し、その育成に努めることを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 小学生バレーボール競技大会・小学生バレーボール教室の開催
2. 小学生バレーボールに関する指導者講習会・研修会の開催
3. その他必要と認める活動

第3章 組 織

第5条 本連盟は、第3条の趣旨に賛同する香川県内の小学生バレーボール団体をもって組織する。

第6条 本連盟に加盟しようとする団体は、登録規定により申請するものとする。

第4章 役 員

第7条 本連盟には、次の役員をおく。

会長 1名、 副会長 若干名、 監事 2名、
理事長 1名、副理事長 若干名、常任理事 若干名、
理事 若干名、委員各団体 1名、

第8条 会長は、委員総会で推薦し、本連盟の業務を総括し、連盟を代表する。

第9条 1. 副会長は、会長が推薦し、委員総会の承認を得て、会長が委嘱する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第10条 1. 監事は、会長が推薦し、委員総会の承認を得て、会長が委嘱する。

2. 監事は、本連盟の会計監査を行う。

第11条 1. 理事長は、理事のなかから会長が推薦し、委員総会の承認を得て、会長が委嘱する。

2. 副理事長は、理事のなかから会長が推薦し、委員総会の承認を得て、会長が委嘱する。

3. 理事長は、本連盟の業務を統括する。

4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。

第12条 常任理事は、各ブロックから推薦されたブロック代表8名、各専門委員会の委員長及び会長推薦の常任理事 若干名とし、会長が委嘱する。

2. 常任理事は、本連盟の基本事項を企画立案し、執行する。

3. ブロックは、当分の間、小豆、東かがわ・さぬき、高松東、高松南、高松西、坂出・綾歌、丸亀・仲多度・善通寺、三豊・観音寺の8ブロックとする。

第13条 1. 理事は、各ブロックから推薦された若干名、及び会長推薦の理事若干名とし、会長が委嘱する。

2. 理事は、各専門委員会に所属し、本連盟の業務を処理する。

第14条 委員は、登録団体各1名とし、会長がこれを委嘱する。委員は、本連盟の重要事項を審議する。

第15条 各役員の任期は2ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。欠員補充による役員の任期は前任者の残存期間とする。

第5章 会 議

第16条 1. 本連盟には、次の会議をおく。

(1) 委員総会 (2) 理事会 (3) 常任理事会

2. すべての会の決定は、出席委員の過半数の決議による。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

第17条 委員総会は、委員をもって構成し、会長が招集し、議長となる。

第18条 1. 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事及び理事をもって構成する。

2. 理事会は、理事長が召集し、議長となる。

第19条 1. 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・各委員長・各ブロック代表・会長推薦の常任理事をもって構成する。

2. 常任理事会は、理事長が召集し、議長となる。

第20条 必要に応じて専門委員会を構成することができる。

(1) 専門委員会には、次の委員会をおく。

●競技委員会 ●指導、普及委員会 ●審判委員会

●ソフトバレー委員会 ●総務委員会

(2) 各委員長は、委員の中から会長が推薦し、委員総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(3) 副委員長は、若干名とし、委員の中から委員会が推せんし、会長が委嘱する。

(4) 委員会は、本連盟の事業を遂行するために必要な事項を分担して、常任委員会の承認を得て処理執行する。

(5) 委員会は委員長が召集し、議長となる。

(6) 会長・副会長・理事長は、委員会に出席して、意見を述べることができる。

また、各専門委員会の委員長も必要に応じて、出席して意見を述べることができる。

第6章 会 計

第21条 本連盟の経費は、加盟金及び競技会参加料、補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

第22条 本連盟に加盟している団体は、毎年5月末日までに加盟金を納付するものとする。

第23条 本連盟の年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わるものとする。

第7章 雑 則

第24条	規約改正は、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。
第25条	本連盟に、若干の顧問、参与をおくことができる。
第26条	本連盟は、香川県バレーボール協会の傘下にあり、日本小学生バレーボール連盟に加入し、その指導を受ける。
附 則	本連盟の規約は、昭和54年8月6日から施行する。
附 則	本連盟の規約は、平成2年4月1日から施行する。
(香川県小学生バレーボール連盟に加入することによって自動的に県協会に登録されることになる)	
附 則	本連盟の規約は、平成15年4月1日から施行する。
附 則	本連盟の規約は、平成16年4月1日から施行する。
附 則	本連盟の規約は、平成19年4月1日から施行する。
附 則	本連盟の規約は、平成27年4月1日から施行する。

香川県小学生バレーボール連盟登録規定

第 1 条 (チーム登録)	本連盟に加入しようとするチームは、この規定の定めるところにより、毎年4月末日までに申請し登録する。 なお、期限後に加わろうとするチームは、随時、申請を行い、登録することができる。
(2)	第1条に該当する登録チームはブロック長の推薦を得て、県小学生バレーボール連盟の常任理事会で承認されたチームとする。
第 2 条 (構成員)	登録チームの構成員は、小学生児童及び公益財団法人日本バレーボール協会／日本小学生バレーボール連盟が共催する指導者研修会の受講証若しくは日体協認定のバレーボール指導員、上級指導員、コーチ、上級コーチのいずれかの資格者証を有している者（以下「資格取得者」という。）をもって構成したチームとする。小学生児童はJVAメンバー登録をしておくこと。
(2)	第1条の規程を持って継続登録するチームは有資格者がいなければならない、新規登録するチームは大会参加までに資格取得者を配置しなければならない。
(3)	登録チームの構成員は、県小学生バレーボール連盟の競技委員会において資格審査を受け、県小学生バレーボール連盟常任理事会で承認された者のみとする。
(4)	転籍された小学生児童は速やかに登録されていたチーム（以下「前チーム」という。）の確認済印をされた退団届出を新チームが属するブロック長経由で、県小学生バレーボール連盟に提出す
第 3 条 (大会参加)	本連盟又は県バレーボール協会の主催又は共催する大会、予選会の参加は第1条の規定に該当する登録チームであり、第2条の規定によって編成されたチームでなければならない。
(2)	転籍された小学生児童の大会出場資格は前チームからの退団後（退団届提出日若しくはJVAメンバー新規登録のいずれか遅い日）、3ヶ月を経過したときとする。
第 4 条 (出場制限)	大会の参加は1登録一チームとする。ただし、大会参加規定により認められたときはこの限りでない。
第 5 条 (罰則)	登録チームは、その登録に虚偽の申請をしたり、その他本規定に反したときは登録の取消し又は大会の出場を停止することがある。
大会参加並びに出場については、本規定のほか、各大会参加要項を併用して適用する。	
〔平成元年3月26日 追加規定〕	
第2条(2)	
〔平成20年4月12日 追加規定及び規定改正〕	
第1条(2)、第2条、第2条(2)、第3条	
〔平成22年4月3日 規定改正〕	
第2条	
〔平成26年4月5日 規定改正〕	
第2条	
〔平成29年4月8日 規定改正〕	
第2条、第3条	

平成12年1月21日

次の場合は、慶弔費を支出するものとする。

- 1 連盟の役員（理事以上）が死亡した場合。 10,000円と花輪1対
- 2 連盟の役員（理事以上）が公務による傷害（1週間以上治療を要する）又は、1ヵ月以上病气入院のとき。 5,000円
- 3 その他、特別の場合は常任理事会の承認を得て会長が定める。